

■事業承継等の事前認可制度

1 建設業許可の事業承継・相続について（法第17条の2、17条の3）

令和2年10月1日から、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

改正以前の制度では、建設業者が**事業譲渡・合併・分割**（以下、「**事業承継**」という。）を行う時には、従前の建設業許可を廃業するとともに、新たに建設業許可を新規申請し直す必要がありました。

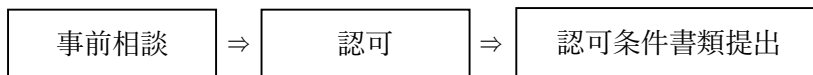
この場合、廃業日から新たな許可日までの間に、軽微な工事以外の工事を請け負うことができない空白期間が生じていました。

本改正により、事業承継を行う場合はあらかじめ事前の認可を受けること、相続の場合は死亡後30日以内に相続の認可を受けることで、空白期間を生じることなく、**承継者**（譲受人、合併存続法人、分割承継法人。以下同じ）及び**相続人**が、**被承継者**（譲渡人、合併被消滅法人、分割被承継法人。以下同じ）及び**被相続人**の建設業者としての地位の全部を承継することが定められました。

なお、事業承継・相続の認可の審査においては、承継者及び相続人が許可要件等を備えていることが必要です。

2 認可申請の手続き

(1) 手続きの流れ



※承継人または被承継人が知事許可の場合は、別途知事への届出書（事業承継用（様式第二十二号の九）、相続用（様式第二十二号の十二））の提出が必要です。

(2) 事前認可申請の受付期間

①事業承継

- ・事前相談 随時（事前に相談日時の調整をお願いします。）
- ・申請受付 承継予定日の90日前まで（標準処理期間90日）

②相続

- ・申請受付 死亡後、30日以内

(3) 手数料

認可手続きにおいて、手数料は発生いたしません。

(4) 提出部数及び提出方法

正本・副本各1部 副本は、押印年月日を記した受付印受領後、返送しますので、返信用封筒を同

封してください。

ア 提出方法 申請書類を郵送または持参で下記あて提出してください。

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課

イ 受付

審査で内容に疑義が生じた場合は、別途確認資料や補正書類等を求めることがあります。

その結果、認可の基準に適合しない場合や、後日提出を要する資料が提出されない、承継が不可能となった等の場合には、拒否処分や取消し処分を行う場合がありますので、ご了承ください。

(5) 事業承継及び相続の類型等について

①認可申請を行うことができる場合と申請者

ア 事業譲渡 建設業許可業者を含む複数の事業者間で、建設業に関する事業の全部譲渡が行われる場合（個人から法人への法人成、法人廃業から個人事業主開業を含む。）

■申請者 承継者・・譲受人、被承継者・・譲渡人

■使用する申請様式 譲渡認可申請書（様式第22号の5（P9参照））

イ 合併 建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う新設合併または吸収合併が行われる場合。

■申請者 承継者・・合併存続法人、被承継者・・合併消滅法人

■使用する申請様式 合併認可申請書（様式第22号の7（P10参照））

ウ 分割 建設業許可業者が、分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、または複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合。

■申請者 承継者・・分割承継法人、被承継者・・分割被承継法人

■使用する申請様式 分割認可申請書（様式第22号の8（P11参照））

エ 相続 建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合。

■申請者 相続人本人

■使用する申請様式 相続認可申請書（様式第22号の10（P12参照））

②認可を受けることができる場合

関東地方整備局に認可申請ができるのは、承継後の承継者の主たる営業所が当局管轄の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）に存し、当該都県以外の都道府県に従たる営業所が1つ以上存することになる場合に限りです。

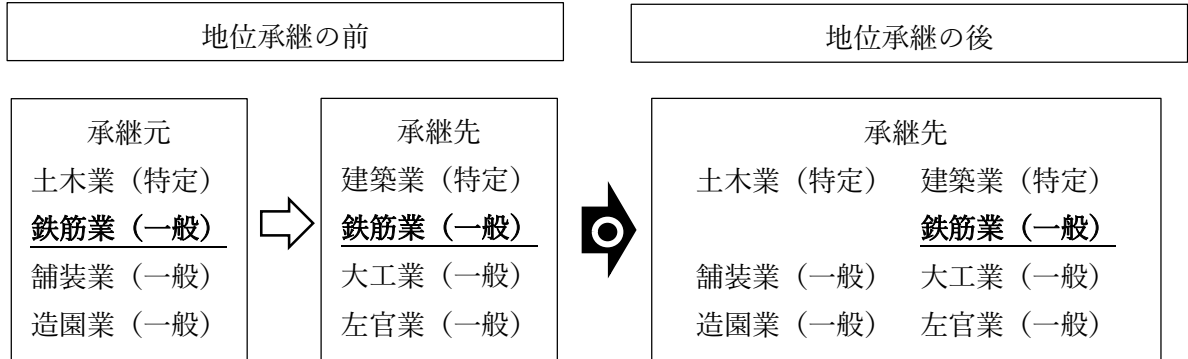
③引き続き使用することができる許可番号について

ア 建設業許可業者が無許可業者に承継される場合・・・従前の許可番号が引き継がれる

イ 複数の建設業許可業者間で承継が行われる場合・・・引き継ぐ許可番号の選択が可能

④承継規定の対象外とするケースについて（譲渡・合併・分割の場合）

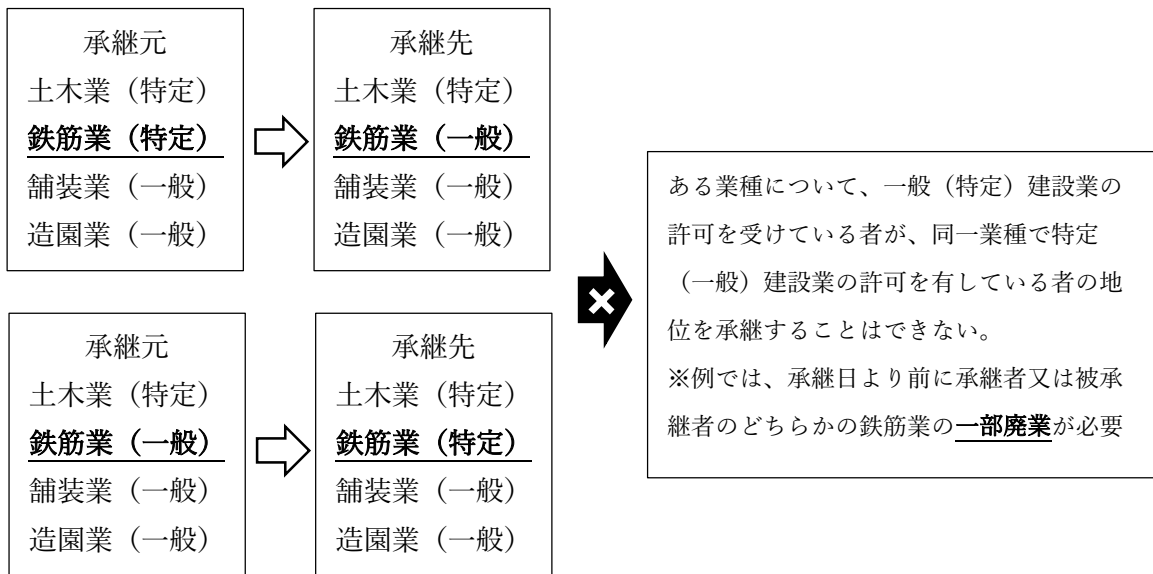
承継者は、被承継者の建設業の全てを承継する必要がありますが、両者が有している建設業許可の種類によっては、承継できない場合があります、承継日より前に一部廃業届の提出が必要な場合があります。



※異業種間の承継は可能。

※同一業種でも、一般・特定区分が同一であれば承継は可能。

※一部業種のみ承継は不可。



(6) 承継予定日以降の事業年度終了届（決算報告）について

承継者は、被承継者の建設業許可業者としての地位を承継することから、被承継者の決算報告を提出する義務を負います。承継日時点で、被承継者の未提出の決算報告がある場合は、承継者はこれを作成し提出してください。

(7) 承継予定日以降の専任技術者について

承継される許可業種の専任技術者は、承継予定日に、原則として業種ごとに同一の専任技術者が引き続き常勤している必要があります。

(8) 認可条件資料（認可後提出資料）について

事業承継及び相続の認可申請時点で、認可予定日で確認することができない要件等は認可条件を付し、速やかに提出いただくことになります。

(9) 事前認可申請の取下げ

認可申請書を提出し、受付された後に取下げ事由が発生した場合、（事業譲渡・合併計画が破棄された場合等）は、以下の「認可申請の取下げ願」を正・副作成し、関東地方整備局建設産業第一課あて提出（郵送又は持参）してください。

別紙11 別紙16					令和 年 月 日
	関東地方整備局長 殿				住 所 商号又は名称 代表者氏名
		譲渡及び譲受 合併 分割 相続		の認可申請の取下げ願	
			譲渡及び譲受 合併 分割 相続		の認可申請をしました
	令和 年 月 日付で、				
	が、下記の理由により認可申請の取下げを致します。				
					記
	取下げ理由				

(10) 事前認可の取下げ

認可通知後に取り下げ事由が発生した場合は、以下の「認可の取下げ願」を正・副作成し、申請の取下げと同様に、関東地方整備局建設産業第一課あて提出（郵送又は持参）してください。

別紙14					令和 年 月 日
	関東地方整備局長 殿				住 所 商号又は名称 代表者氏名
		譲渡及び譲受 合併 分割		の認可の取下げ願	
			譲渡及び譲受 合併 分割		の認可を受けましたが、
	令和 年 月 日付で、				
	下記の理由により認可の取下げを願います。				
					記
	取下げ理由				

(11) 認可の通知

手続き完了後、申請者あてに「認可通知書」を郵送します。

(12) 認可後の許可の有効期間

- ・相続の場合 ……承継の日の翌日から5年
※承継の日までは、被相続人の許可を相続人に対してしたものとみなします。
- ・事業承継の場合 ……承継の日を含め、承継の日の翌日から5年（有効期間は5年と1日）
（例）R6.4.1 合併の場合、許可の有効期間は、R6.4.1～R11.4.1 となります（次の許可期間は、R11.4.2 から5年間）。

(13) 事前認可申請の拒否、認可の取消しについて

申請内容に重大な虚偽があること、承継予定日に承継が行われないこと、または法定の期限内に後日提出することを誓約した書類が提出されない等の場合、認可申請について、通知書の発送前であれば認可の拒否を、発送後であれば認可の取消しとなります。

この場合、被承継者（及び被承継者）の建設業許可の有効期限は、従前のものとなります。

3 認可申請書、添付書類及び確認資料一覧

- ・申請書類の作成にあたっては、建設業許可申請・変更の手引きも併せて参照し、記載方法等に留意してください。
- ・必要に応じて、一覧表に記載のない書類の提出を求める場合があります。
- ・申請書は、承継者の承継日時点の状況で作成してください。承継者は、承継日時点で許可要件を具備していることが必要です。確認資料等は、原則、承継者に係るものが必要になります。
- ・申請時点で、承継者又は被承継者の届出事項に変更がある場合は、認可申請の前に変更届を提出してください。

○…必須提出 △…提出済みの書類から変更がなければ提出不要 □該当する場合に提出

【申請書及び添付書類】

様式番号	書類の名称	譲渡		合併	分割	相続
		法人	個人	法人	法人	個人
22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（注1）	○	○	—	—	—
22号の7	合併認可申請書	—	—	○	—	—
22号の8	分割認可申請書	—	—	—	○	—
22号の10	相続認可申請書	—	—	—	—	○
別紙1	役員等の一覧表	○	—	○	○	—
別紙2	営業所一覧表（注2）	○	○	○	○	○
別紙3	専任技術者一覧表（注3）	○	○	○	○	○
22号の6	誓約書（社会保険等に関する届出について）	○	○	○	○	—

22号の11	誓約書（社会保険等に関する届出について）	-	-	-	-	○
22号の9	届出書（譲渡等に係る認可申請を行った旨の届出）（注4）	○	○	○	○	-
22号の12	届出書（相続に係る認可申請を行った旨の届出）（注4）	-	-	-	-	○
2号	工事経歴書（注5）（承継法人が新設の場合は添付不要）	□	□	□	□	□
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額（注5） （承継法人が新設の場合は添付不要）	□	□	□	□	□
4号	使用人数	○	○	○	○	○
6号	誓約書	○	○	○	○	○
-	登記されていないことの証明書（原本）（発行後3か月以内）	○	○	○	○	○
-	身分証明書（原本）（発行後3か月以内）	○	○	○	○	○
7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	□	□	□	□	□
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	□
7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	□	□	□	□
別紙1	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	□
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□	□	□
確認資料	経營業務の経験を確認する資料（登記事項証明書等）	△	△	△	△	△
8号	専任技術者証明書（新規・変更）（注6）	○	○	○	○	○
-	技術検定合格証明書等の資格証明書（写）（注6）	□	□	□	□	□
-	卒業証明書（原本）（注6）	□	□	□	□	□
-	監理技術者資格者証（両面）（写）（注6）	□	□	□	□	□
9号	実務経験証明書（注6）	□	□	□	□	□
10号	指導監督的実務経験証明書（注6）	□	□	□	□	□
確認資料	専任技術者の実務経験を確認する資料	△	△	△	△	△
11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○
12号	許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○
13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○
-	定款（承継法人が新設の場合は後日提出）	○	-	○	○	-
14号	株主（出資者）調書	○	-	○	○	-
15号	貸借対照表（注6）	○	-	○	○	-
16号	損益計算書・完成工事原価報告書（注6）	○	-	○	○	-
17号	株主資本等変動計算書（注6）	○	-	○	○	-
17号の2	注記表（注6）	○	-	○	○	-
17号の3	附属明細表（注6）	○	-	○	○	-
18号	貸借対照表	-	○	-	-	○
19号	損益計算書	-	○	-	-	○

－	登記事項証明書（原本）（発行後3か月以内）	○	○	○	○	○
20号	営業の沿革（承継法人が新設の場合は後日提出）	○	○	○	○	○
20号の2	所属建設業者団体（承継法人が新設の場合は後日提出）	○	○	○	○	○
－	納税証明書（納付すべき額及び納付済）（原本）（注7）	○	○	○	○	○
20号の3	主要取引金融機関名（承継法人が新設の場合は後日提出）	○	○	○	○	○
－	譲渡・譲受けに関する契約書の写し	○	○	－	－	－
－	合併契約書の写し及び合併比率説明書	－	－	○	－	－
－	合併の方法及び条件が記載された書類（注8）	－	－	○	－	－
－	分割契約書の写し及び分割比率説明書	－	－	－	○	－
－	新設分割計画書（注9）	－	－	－	○	－
－	分割の方法及び条件が記載された書類（注8）	－	－	－	○	－
－	株主総会の決議録等	○	－	○	○	－
－	申請者と被相続人との関係を証する書類	－	－	－	－	○
－	当該申請者以外の相続人の同意書	－	－	－	－	○

（注1）認可申請書は、事業承継の効力発生日時点の内容を記載するものとし、認可申請時点で提出できない書類については、承継後、速やかに提出することとなります。なお、後日提出書類が提出されるまでは、条件付きの認可となります。

（注2）相続の認可申請の場合には「別紙－1」に該当します。

（注3）相続の認可申請の場合には「別紙－2」に該当します。

（注4）認可申請を行う際に、消滅法人等が都道府県知事の建設業許可を取得している場合に、当該都道府県あてに提出してください。

（注5）承継法人に係る直前決算期の書類を作成してください（施行規則第13条の2）。

（注6）合併・分割存続法人が合併・分割により新設される法人である場合には提出は不要です。ただし、開始貸借対照表（任意様式）を作成・提出してください。

（注7）承継法人における申請時直前の決算期の納税証明書を提出してください。

（注8）合併・分割契約書に方法及び条件が記載されていれば省略が可能です。

（注9）分割認可申請において承継法人が新設法人の場合に提出してください。

【後日提出書類】

様式番号	書類の名称
様式第2号	承継直後の時点（承継の日の直前1年間）における工事経歴書
様式第3号	承継直後の時点（承継の日の直前1年間）における直前三年の各事業年度における工事施工金額
確認資料	経營業務の管理責任者等の健康保険証（写）（表面のみ）
7号の3	健康保険等の加入状況

確認資料	健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書等（写）
確認資料	労働保険概算・確定保険料申告書（写）、領収済通知書（写）（雇用保険料に係るもの）
確認資料	専任技術者の健康保険証（写）（表面のみ）
確認資料	営業所の写真（営業所の外観・入口付近・内部・許可標識）
－	定款（新設法人の場合）
15～17 号の 3 等	承継直後の時点（承継の日の直前の 1 年間）における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表並びに事業報告書
20 号	営業の沿革（新設法人の場合）
20 号の 2	所属建設業者団体（新設法人の場合）
－	登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）

